

第 4 章 幼稚園の指導要録

第1 幼稚園幼児指導要録の改善

1 改善の趣旨

「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）」（平成30年3月30日）では、各幼稚園等において幼児理解に基づいた評価が適切に行われるとともに、従前に引き続き、地域に根ざした主体的かつ積極的な教育の展開の観点から、各設置者等において指導要録の様式が創意工夫の下決定され、また、各幼稚園等により指導要録が作成されるよう、「幼稚園幼児指導要録に記載する事項」や様式の参考例を示した。

改善の要旨としては、「指導上参考となる事項」について、これまでの記入の考え方を引き継ぐとともに、最終学年の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入することに留意するよう追記し、様式の参考例を見直したことである。

2 実施時期

平成30年度から実施。

3 取扱い上の注意

- (1) 指導要録の作成、送付及び保存については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第24条及び第28条の規定によること。なお、同施行規則第24条第2項により小学校等の進学先に指導要録の抄本又は写しを送付しなければならないことに留意すること。
- (2) 指導要録の記載事項に基づいて外部への証明等を作成する場合には、その目的に応じて必要な事項だけを記載するよう注意すること。
- (3) 配偶者からの暴力の被害者と同居する幼児については、転園した幼児の指導要録の記述を通じて転園先、転学先の名称や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わるのが懸念される場合がある。このような特別の事情がある場合には、平成21年7月13日付け21生参学第7号「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」を参考に、関係機関等との連携を図りながら、適切に情報を取り扱うこと。
- (4) 評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、教師の負担感の軽減を図るため、情報の適切な管理を図りつつ、情報通信技術の活用により指導要録等に係る事務の改善を検討することも重要であること。なお、法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは、現行の制度上も可能であること。
- (5) 別添資料1および2（様式の参考例）の用紙や文字の大きさ等については、各設置者等の判断で適宜工夫できること。

4 幼稚園型認定こども園における取扱い上の注意

幼稚園型認定こども園においては、「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項について（通知）」（平成30年3月30日付け府子本第315号・29初幼教第17号・子保発0330第3号）を踏まえ、認定こども園こども要録の作成を行うこと。なお、幼稚園幼児指導要録を作成することも可能であること。

【留意点】

- 幼稚園等と小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部との緊密な連携を図る観点から、小学校等においても幼稚園幼児指導要録の趣旨の理解が図られるようにする。

第2 幼稚園幼児指導要録に記載する事項

1 学籍に関する記録

学籍に関する記録は、外部に対する証明等の原簿としての性格をもつものとし、原則として、入園時及び異動の生じたときに記入すること。

- (1) 幼児の氏名、性別、生年月日及び現住所
- (2) 保護者（親権者）氏名及び現住所
- (3) 学籍の記録
 - ① 入園年月日
 - ② 転入園年月日
他の幼稚園や特別支援学校幼稚部、保育所、幼保連携型認定こども園等から転入園してきた幼児について記入する。
 - ③ 転・退園年月日
他の幼稚園や特別支援学校幼稚部、保育所、幼保連携型認定こども園等へ転園する幼児や退園する幼児について記入する。
 - ④ 修了年月日
- (4) 入園前の状況
保育所等での集団生活の経験の有無等を記入すること。
- (5) 進学先等
進学した小学校等や転園した幼稚園、保育所等の名称及び所在地等を記入すること。
- (6) 園名及び所在地
- (7) 各年度の入園（転入園）・進級時の幼児の年齢、園長の氏名及び学級担任者の氏名
各年度に、園長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する。（同一年度内に園長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。）
なお、氏名の記入及び押印については、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。）を行うことで替えることも可能である。

【留意点】

- 保護者（親権者）氏名及び現住所
 - ・ 「氏名」の欄には、幼児に対して親権を行う者を、親権を行う者がいない時は、未成年後見人を記入する。
 - ・ 「現住所」については、幼児の現住所と同じ場合には「幼児の欄に同じ」と略記する。
- 入園年月日
公立幼稚園にあつては市町村教育委員会が通知した入園年月日、その他の幼稚園にあつては幼稚園において定めた入園年月日を記入する。

- 転入園年月日
2年保育の園において、園児が3歳時に他の幼稚園等に在籍していた場合は、転入園として記入する。
- 修了年月日
公立幼稚園にあつては、市町村教育委員会が定めた日、その他の幼稚園にあつては、園長が修了を認定した年月日を記入する。
- 各年度の入園（転入園）・進級時の幼児の年齢、園長の氏名及び学級担任者の氏名
様式の参考例では、満3歳児クラスを想定して4つの欄を設けているが、各設置者等において必要に応じ、欄の構成を工夫してよい。

2 指導に関する記録

指導に関する記録は、1年間の指導の過程とその結果を要約し、次の年度の適切な指導に資するための資料としての性格をもつものとする。

(1) 指導の重点等

当該年度における指導の過程について次の視点から記入すること。

① 学年の重点

年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。

② 個人の重点

1年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入すること。

(2) 指導上参考となる事項

① 次の事項について記入すること。

○ 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。

- ・ 幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
- ・ 幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。

○ 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

○ 最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、幼稚園教育要領第1章総則に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意すること。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に幼児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。

② 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。

(3) 出欠の状況

① 教育日数

1年間に教育した総日数を記入すること。この教育日数は、原則として、幼稚園教育要領に基づき編成した教育課程の実施日数と同日数であり、同一年齢の全ての幼児について同日数であること。ただし、転入园等をした幼児については、転入园等をした日以降の教育日数を記入し、転園又は退園をした幼児については、転園のため当該施設を去った日又は退園をした日までの教育日数を記入すること。

② 出席日数

教育日数のうち当該幼児が出席した日数を記入すること。

(4) 備考

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行っている場合には、必要に応じて当該教育活動を通じた幼児の発達の姿を記入すること。

(5) 記入に当たっての配慮事項

学校教育法施行規則第24条第2項において小学校等の進学先に指導要録の抄本又は写しを送付しなければならないこととなっていることから、指導要録の写しを送付する場合における指導要録の作成に当たっては、小学校等における児童の指導に活用すること等を踏まえ分かりやすく記入すること。抄本を作成する場合においても同様であること。

【留意点】

○ 幼稚園等における評価の基本的な考え方

- ・ 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
- ・ 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

○ 様式の参考例の記入欄について

様式の参考例では、満3歳児クラスを想定して4つの欄を設けているが、各設置者等において必要に応じ、欄の構成を工夫してよい。

